

別添1

消防研究センターにおける研究活動上の不正行為への対応について

平成28年2月12日

(最終改正 令和3年9月22日改正)

消防研究センター所長通達

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)に基づき、消防研究センターにおいて、以下の取組みを実施する。

第1章 不正行為に対する基本姿勢

(基本姿勢)

第1条 研究活動上の不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学技術そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学技術への信頼を揺るがし、科学技術の発展を妨げるものであることから、決して許されるものではない。消防研究センターにおいても、その発生を未然に防ぐとともに、発生した場合には厳しい姿勢で臨まなければならない。

第2章 不正行為の事前防止のための取組み

(研究倫理教育)

第2条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために、消防研究センターにおいて、研究官に求められる倫理規範を修得等させるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を実施する。

(研究倫理教育責任者)

第3条 研究倫理教育を実施するために、消防研究センター内に「研究倫理教育責任者」を置き、研究統括官がこの任にあたる。

(データ保存及び開示)

第4条 研究官は一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することが義務付けられることとする。また、研究倫理教育責任者は、その旨を研究官に対して周知する。

第3章 対象となる不正行為

(不正行為)

第5条 本通達の対象となる研究活動上の不正行為は、次のとおりとする。

- (1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用（以下「特定不正行為」という。）
- (2) 前号以外の研究活動上の不適切な行為であって、二重投稿、不適切なオーサーシップその他の科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

(捏造)

第6条 捏造とは、存在しないデータや研究結果等を作成することである。

(改ざん)

第7条 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データや研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することである。

(盗用)

第8条 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することである。

(二重投稿)

第9条 二重投稿とは、他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿することである。

(不適切なオーサーシップ)

第10条 不適切なオーサーシップとは、論文著作者が適正に公表されないことである。

第4章 不正行為への対応

第1節 告発の受付と取扱い

(告発の窓口)

第11条 研究活動の不正行為に関する告発を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を設け、その連絡先を研究統括官とし、そのことを公表する。

(告発の受理)

第12条 告発者は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などで受付窓口で告発できる。

(秘密の保持)

第13条 受付窓口で寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

(匿名の告発)

第14条 原則として、告発は顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

第2節 調査と措置

(調査)

第15条 研究統括官は、研究者に係る研究活動の不正行為の告発があった場合、もしくはインターネットなどの掲示板など他の方法で不正行為の可能性を把握した場合は、調査のための委員会（以下「調査委員会」という。）を設け、ガイドラインに基づき告発された事案の調査を行う。

(本調査及び再調査に関する目安の期間)

第16条 ガイドラインに基づき実施する本調査及び再調査に関する目安の期間は、次のとおりとする。

- (1) 告発受付後、本調査の実施の要否を決定するまでの目安の期間 30日
- (2) 本調査実施決定後、本調査開始までの目安の期間 30日
- (3) 本調査開始後、調査委員会が調査内容をまとめるまでの目安の期間 150日
- (4) 被告発者による不服申立てに係る再調査開始後、本調査の調査結果を覆すか否かを決定するまでの目安の期間 50日
- (5) 告発者による不服申立てに係る再調査の目安の期間 30日

(警告)

第17条 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を行うことを求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると

消防研究センター所長が認めた場合は、被告発者に警告を行う。

(報告)

第18条 不正行為の事実が認められる場合は、消防研究センター所長は、調査結果を消防庁へ報告したうえで、不正行為の是正手続きをとり、文部科学省など関係機関へ通知する。

(公表)

第19条 ガイドラインに基づき公表する調査結果の内容は、次のとおりとする。

- (1) 認定した特定不正行為の種別
- (2) 特定不正行為に係る研究者
- (3) 特定不正行為が行われた経費・研究課題
- (4) 特定不正行為の具体的な内容
- (5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

附 則

この通達は、平成28年2月12日から施行する。

附 則 (平成29年3月21日改正)

この通達は、平成29年3月21日から施行する。

附 則 (令和3年9月22日改正)

この通達は、令和3年9月22日から施行する。